

建築士事務所廃止届 記入上の注意事項及び添付書類

(建築士事務所廃止届の受付は、(一社) 広島県建築士事務所協会で行っています。)

次の表の①から⑤までのいずれかに該当することになった場合は、建築士法により規定された届出者が30日以内に廃業等の届出をしてください。

※ 2部提出。署名・押印を要する部分は写しとすることはできません。添付書類の必要な場合は、**原本1部・写し1部を添付してください。**

該当事項	届出者	添付書類
①建築士事務所の開設者がその業務を廃止した場合	開設者であった者	なし
②建築士事務所の開設者が死亡した場合	相続人	届出人との関係を証明する書類
③建築士事務所の開設者が破産した場合	その破産管財人	破産の事実及び管財人であることを証する書類
④法人が合併により解散した場合	その法人を代表する役員であった者	解散の事実を証する登記事項証明書
⑤法人が合併又は破産以外の理由により解散したとき	その清算人	解散の事実を証する登記事項証明書

開設者の氏名（法人の場合にあつては、法人名）や所在地等を変更していた場合は、変更手続きをしてから、廃業等の届出をしてください。

なお、登録区分の変更は、廃止の届出を行ったうえで新規登録を行う必要があります。

〈例〉 開設者 : 個人 ⇄ 法人
種別 : 木造 ⇄ 二級 ⇄ 一級